

## 仕 様 書

### 1 件名

「知って守って下請法」, 「物流特殊指定」及び「優越的地位の濫用」ガイドブック並びに移動相談会リーフレットの印刷

### 2 印刷仕様

#### (1) 「知って守って下請法」ガイドブック

- ア 頁 数 A 4 判 28 頁 (表紙, 裏表紙含む)
- イ 部 数 14,450 部
- ウ 色 数 4 C / 4 C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5kg  
(グリーン購入法に適合する用紙を使用すること)
- オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
- カ 編 集 別添 1 及び別添 2 のとおり原稿を編集 (6 ページ35か所)
- キ 校 正 2 回
- ク 入稿形態 CD-R (Adobe Illustrator, pdf)

#### (2) 「物流特殊指定」ガイドブック

- ア 頁 数 A 4 判 16 頁 (表紙, 裏表紙含む)
- イ 部 数 6,050 部
- ウ 色 数 4 C / 4 C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5kg  
(グリーン購入法に適合する用紙を使用すること)
- オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
- カ 校 正 1 回
- キ 入稿形態 CD-R (Adobe Illustrator, pdf)

#### (3) 「優越的地位の濫用」ガイドブック

- ア 頁 数 A 4 判 20 頁 (表紙, 裏表紙含む)
- イ 部 数 4,350 部
- ウ 色 数 4 C / 4 C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5kg  
(グリーン購入法に適合する用紙を使用すること)
- オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
- カ 校 正 1 回
- キ 入稿形態 CD-R (Adobe Illustrator, pdf)

#### (4) 中小事業者向け窓口相談・移動相談会リーフレット

- ア 頁 数 A 4 判 2 頁
- イ 部 数 5,060 部
- ウ 色 数 4 C / 4 C

- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5kg  
(グリーン購入法に適合する用紙を使用すること)
- オ 校 正 1回
- カ 入稿形態 CD-R (Adobe Illustrator, pdf)

※ 上記(1)~(4)の使用用紙について、グリーン購入法に適合する用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

### 3 納入物

#### (1) 印刷物 (2(1)~(4))

- ア 納入期限 令和2年5月29日 (金)
- イ 納入場所 別紙のとおり
- ウ 納入形態 2(1)~(3)については、それぞれ印刷物100冊を1包装(100部に満たない場合は当該数量で1包装)として納入。  
包装の外側1面に印刷物の名称及び数量を記載すること。

#### (2) 原稿データ (2で編集したもの)

- ア 納入期限 令和2年5月29日 (金)
- イ 納入場所 〒100-8987  
東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階  
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
- ウ 納入形態 2(1)(編集後のデータ(編集可能)及びホームページ掲載用として解像度を落とした小容量版データ)をCD-Rに記録して納入

### 4 見積り合わせの手続

#### (1) 見積書の提出

- ア 提出期限  
令和2年4月17日 (金) 正午
- イ 提出場所  
〒100-8987  
東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階  
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係  
FAX : 03-3581-2951  
E-mail : open-counter@jftc.go.jp
- ウ 提出方法  
持参, 郵送, FAX 又は電子メール  
FAX 又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は, 受注後速やかに見積書の原本を提出すること。

#### エ 提出書類

- (7) 見積書(消費税込みの総額を明示)
- (4) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 見積書の提出をもって別記「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

5 その他

- (1) 現物（編集前）と同一仕様で増刷すること。現物（編集前）は入稿時に提供する。
- (2) 業者決定後、原稿データをCD-Rで提供する。本業務終了後、入稿時に提供したCD-Rを速やかに返却すること。
- (3) 公示期間中、現物（編集前）を公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係に常備する。必要があれば、来訪し見本を確認することができる（見本の持ち帰りは不可）。
- (4) 本件に係るデータ（原稿データ及び編集後の原稿データ）の著作権については、公正取引委員会に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上で決定する。

6 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話：03-3581-3375

以上

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

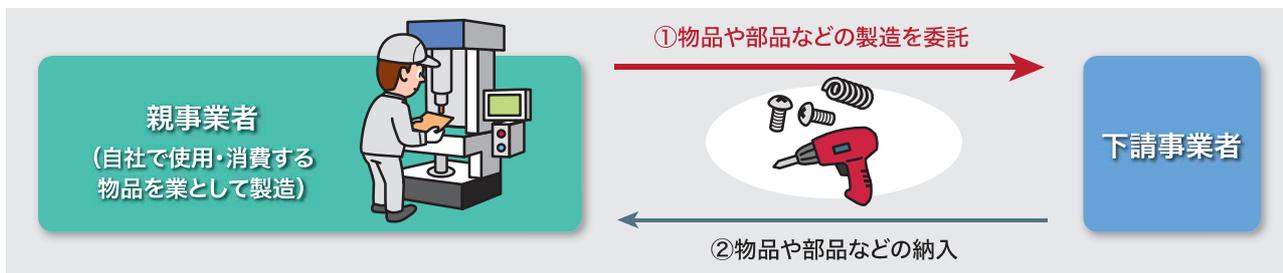
- 1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合，又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は，警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに，公正取引委員会に報告いたします。

## ガイドブック等の納入場所一覧

番号	納入場所	所在地	部数			
			印刷物 1	印刷物 2	印刷物 3	印刷物 4
			知って守って 下請法	物流特殊指定	優越的地位の 濫用	窓口相談・移動 相談会リフレット
1	公正取引委員会事務総局 企業取引課	〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 13階 電話 03(3581)3375	7,300	3,200	300	0
2	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 下請課	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 5階 電話 011(231) 6300	700	0	300	0
3	公正取引委員会事務総局 東北事務所 下請課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 8階 電話 022(225)8420	450	300	250	0
4	公正取引委員会事務総局 中部事務所 下請課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 8階 電話 052(961)9424	200	500	700	150
5	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 下請課	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 10階 電話 06(6941)2176	700	800	400	400
6	公正取引委員会事務総局 中国支所 下請課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 10階 電話 082(228)1501	750	300	300	510
7	公正取引委員会事務総局 四国支所 下請課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8階 電話 087(811)1761	950	200	350	0
8	公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 2階 電話 092(431)6032	2,300	650	1,550	3,700
8	内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階 電話 098(866)0049	1,100	100	200	300
合計			14,450	6,050	4,350	5,060

### 製造委託【類型 4】

自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者に委託する場合。



**例** ・自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機器メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

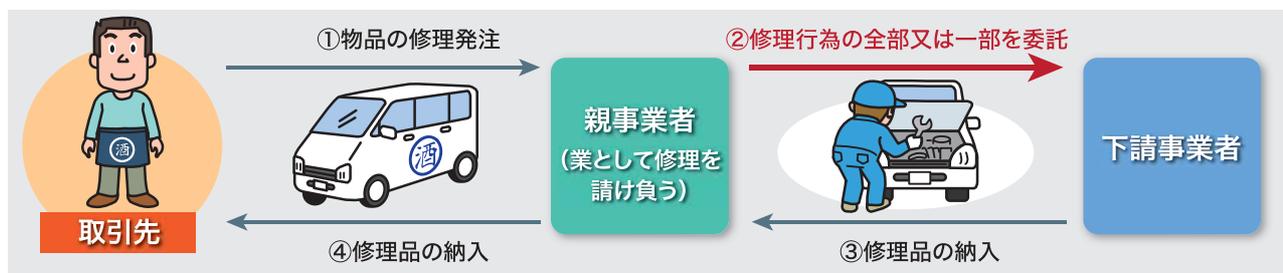
### ②修理委託

修理委託には次の2つのタイプ(類型1、類型2)がある。

### 修理委託【類型 1】

物品の修理を業として請け負っている事業者が、~~修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。~~

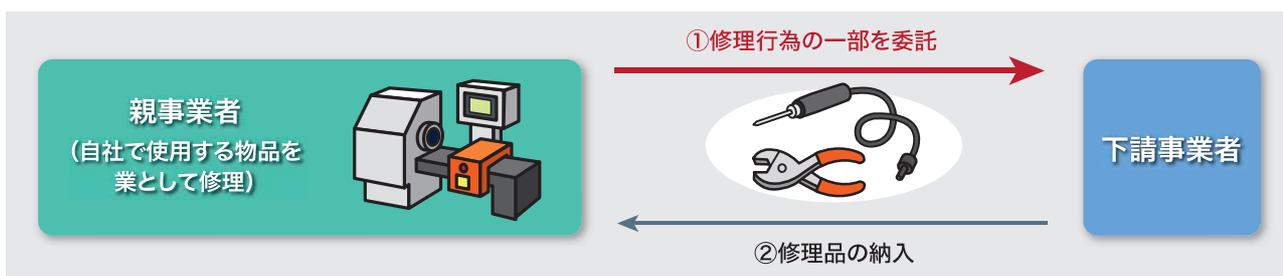
色の変更  
×青 → ○緑  
【類型 1】と同色に



**例** ・自動車販売業者が、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する場合。

### 修理委託【類型 2】

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合。



**例** ・自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託する場合。

## 親事業者の義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の4つの義務が課せられています！

### 1. 発注書面を交付する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を交付しなければなりません。

記載すべき事項は、次のとおりです。

- 1 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- 2 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- 3 下請事業者の給付の内容
- 4 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間)
- 5 下請事業者の給付を受領する場所
- 6 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
- 7 下請代金の額(算定方法による記載も可)
- 8 下請代金の支払期日
- 9 手形を交付する場合は、手形の金額(支払比率でも可)及び手形の満期
- 10 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- 11 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- 12 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日及び決済方法

### 発注書面サンプル

(規則で定める事項を1つの書式に含めた場合)

注 ×平成 → ○令和 平成〇〇年〇月〇日

○×株式会社 殿 株式会社△△△△

下記のとおり、発注いたします。

発注金額 円

納 期 : 平成〇〇年〇月〇日 納品場所: 弊社△△工場△△係  
支払期日 : 平成〇〇年〇月〇日 支払方法: 全額現金払い※  
検査完了期日 : 平成〇〇年〇月〇日

品名及び規格・仕様等	単価	数量	金額
		小計	
		消費税	
		合計	

※現金による支払は金融機関への口座振込によります。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払います。振込手数料は当社が負担します。

共通記載事項

下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項(例えば支払方法、検査期間等)が一定している場合には、これらの事項(共通記載事項といいます)に関してはあらかじめ別の書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となります。この場合には、**発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」**ことなどを付記して発注書面との関連付けをする必要があります。

共通記載事項の例

○×株式会社 殿 平成○年○月○日  
株式会社△△△△

**支払方法等について**

当社が今後発注する場合の支払方法等について、御承諾ください。  
なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

1. 支払制度 納品毎月○日締切 翌月○日払  
2. 支払方法 支払総額○円未満現金

現金○%  
手形○% 手形期間○日  
一括決済方式○%  
(金融機関名 決済は支払期日から起算して○日目)  
電子記録債権○%  
(電子記録債権の満期日○年○月○日)

○円以上

3. 検査完了期日 納品後○日  
4. 実施期間 平成○年○月○日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間(新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)

以上

× 平成 → ○ 令和

算定方法による下請代金の額の記載

発注書面の必要記載事項である下請代金の額について、**事情がある**場合は、次の要件を備えた**算定方法**による記載が

- ① 下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。
- ② 発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合

× 確定した金額を通知する書面を交付  
↓  
○ 確定した金額を通知

また、**下請代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに下請事業者へ確定した金額を通知する書面を交付する必要があります。**

算定方法による場合の例

**注文書**

○×株式会社 御中 平成○年○月○日  
株式会社△△△△

下記のとおり、発注いたします。

品名及び規格・仕様等

納 期 : 平成○年○月○日  
納 品 場 所 : ○×株式会社●●課  
支 払 期 日 : 平成○年○月○日 支払方法: 全額現金払い  
検査完了期日: 平成○年○月○日

※本注文書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。  
※代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、○○費、○○費の実費を加えた額を支払います。

別添: 作業内容・時間に応じて代金を支払う場合の単価表の記載例

パターン	内容等	単価
1	基本作業 ○○	円
2	ランクA技術者	1H 円
3	ランクB技術者	1H 円
4	ランクC技術者	1H 円

## 例外的な書面の交付方法

発注書面の必要記載事項のうち、その内容が定められない正当な理由がある場合には、その事項を記載せずに発注書面(当初書面)を交付することが認められます。この場合には、記載しなかった事項について、**内容が定められない理由**及び**内容を定めることとなる予定期日**を当初書面に記載しなければなりません。

また、当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、その事項を記載した書面(補充書面)を交付する必要があります(当初書面と補充書面の相互の関連性が明らかになるようにすること)。

### 当初書面の例

注 文 書

○×株式会社 殿 平成○年○月○日  
△△△△株式会社

×平成 → ○令和

給付の内容 品名 ○△◆ 詳細仕様は未定(後日交付する「○○仕様書」による。)		
納期 平成○年×月×日	納入場所 本社△△課	検査完了期日 平成○年×月×日
下請代金額(円) ※未定	支払方法 現金	支払期日 平成○年×月×日

未定の事項の内容が定められない理由 :ユーザーの仕様が未定のため。  
未定事項の内容を定めることとなる予定期日 :平成○年○月○日

### 補充書面の例

注 文 書

○×株式会社 殿 平成○年○月○日  
△△△△株式会社

給付の内容  
「○○仕様書」のとおり。

下請代金額(円) 100,000円

※本注文書は、平成○年○月○日付け注文書の記載事項を補充するものです。

## 優越的地位の濫用

優越的地位の濫用規制(独占禁止法)は、取引上**優越した地位**にある事業者<sup>※1</sup>が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商慣習**<sup>※2</sup>に照らして、**商慣習 × ⇒ 商慣習 ○** しています。

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。

優越的地位の濫用

=

優越的地位

+

正常な商慣習に照らして不当に

+

濫用行為

※1 地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。

※2 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

### 優越的地位の濫用の規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

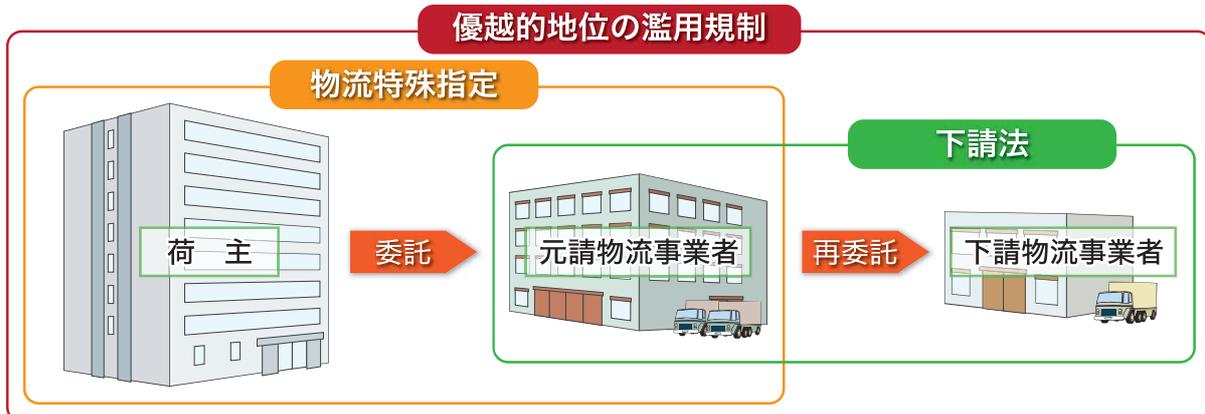
公正な競争を阻害するおそれ

## 物流特殊指定

物流特殊指定(正式名称:特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法)は、荷主(いわゆる真荷主。)と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された、独占禁止法上の告示<sup>※</sup>です。

※ 独占禁止法は、公正かつ自由な競争の制限につながるような行為、競争の基盤を侵害するような行為を不正な取引方法として禁止しています。物流特殊指定は、荷主と物流事業者との取引に適用される不正な取引方法として、独占禁止法第2条第9項第6号に基づき、公正取引委員会が指定しています。

公正取引委員会は、物品の運送又は保管を委託する取引のうち、荷主と物流事業者との取引については物流特殊指定を運用し、また、物流事業者間の再委託取引については下請法を運用することにより、物流分野全体の取引の公正化に努めています。



本ページの修正内容については、  
別添2も参照すること。

ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせ下さい。

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟  
TEL 03(3581)3375(直) FAX 03(3581)1800  
https://www.jftc.go.jp

北海道事務所 下請課

× TEL 011(709)1783(直) FAX 011(709)4138  
○ TEL 011(700)2251(直) FAX 011(728)4364

中小企業庁

事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関1-1-1  
TEL 03(3501)1669(直) FAX 03(3501)1669(直)  
http://www.chusho.meti.go.jp

× 1669 → ○ 1732

× http:// → ○ https://

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
TEL 011(709)1783(直) FAX 011(709)4138

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台合同庁舎  
TEL 022(225)8420(直) FAX 022(261)3544

× 仙台合同庁舎 → ○ 仙台合同庁舎B棟

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
TEL 052(961)9424(直) FAX 052(961)9424(直)

× 産業部中小企業課  
○ 産業部適正取引推進室

企業課

〒460-0001 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台合同庁舎  
TEL 022(215)9463(直) FAX 022(215)9463(直)

産業部中小企業課

近畿中国四国事務所

〒540-0008 大阪市中央区大寺町1-1-1 大阪合同庁舎第1号館  
TEL 06(6941)2170(直) FAX 06(6941)2170(直)

× 産業部中小企業課  
○ 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館  
TEL 048(601)1500(直) FAX 048(601)1500(直)

× 第1号館  
○ 1号館

近畿中国四国事務所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館  
TEL 082(224)5661(直) FAX 082(224)5643(直)

× 産業部中小企業課  
○ 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22  
TEL 052(589)0173(直) FAX 052(589)0173(直)

産業部中小企業課

近畿中国

〒760-0001 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎  
TEL 087(811)8529(直) FAX 087(811)8558(直)

× 産業部中小企業課  
○ 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

× 6083 → ○ 6079

産業部中小企業課

沖縄総合事務局 総務課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL 098(866)0049(直) FAX 098(866)0049(直)

× TEL 087(811)8529(直)  
○ TEL 087(883)6423(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎  
TEL 087(811)8529(直) FAX 087(811)8558(直)

× 合同庁舎 → ○ 合同庁舎北館

九州経済産業局 産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL 098(866)1755(直) FAX 098(860)3710(直)

× 産業部中小企業課  
○ 産業部中小企業課 取引適正化推進室

× 5393 → ○ 5551

上記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、下請法や優越的地位の濫用等に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

また、中小企業庁の委託により公益財団法人全国中小企業取引振興協会が運営する「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けています。

下請かけこみ寺 相談用フリーダイヤル (通話料無料)  
0120-418-618



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

× 2019年4月 → ○ 2020年4月

(2019年4月)

ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせ下さい。

**公正取引委員会 事務総局**  
**経済取引局 取引部 企業取引課**  
 〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟  
 TEL 03(3581)3375(直) FAX 03(3581)1800  
<https://www.jftc.go.jp>

**北海道事務所 下請課**  
 〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎  
 TEL 011(231)6300(代) FAX 011(261)1719

**東北事務所 下請課**  
 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎  
 TEL 022(225)8420(直) FAX 022(261)3548

**中部事務所 下請課**  
 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
 TEL 052(961)9424(直) FAX 052(971)5003

**近畿中国四国事務所 下請課**  
 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館  
 TEL 06(6941)2176(直) FAX 06(6943)7214

**近畿中国四国事務所 中国支所 下請課**  
 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館  
 TEL 082(228)1501(代) FAX 082(223)3123

**近畿中国四国事務所 四国支所 下請課**  
 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館  
 TEL 087(811)1758(直) FAX 087(811)1761

**九州事務所 下請課**  
 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館  
 TEL 092(431)6032(直) FAX 092(474)5465

**沖縄総合事務局 総務部 公正取引室**  
 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
 TEL 098(866)0049(直) FAX 098(860)1110

**中小企業庁**  
**事業環境部 取引課**  
 〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1  
 TEL 03(3501)1669(直) FAX 03(3501)7004  
<http://www.chusho.meti.go.jp>

**北海道経済産業局 産業部中小企業課**  
 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
 TEL 011(709)1783(直) FAX 011(709)4138

**東北経済産業局 産業部中小企業課**  
 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎  
 TEL 022(221)4922(直) FAX 022(215)9463

**関東経済産業局 産業部中小企業課**  
 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館  
 TEL 048(600)0325(直) FAX 048(601)1500

**中部経済産業局 産業部中小企業課**  
 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22  
 TEL 052(589)0170(直) FAX 052(589)0173

**近畿経済産業局 産業部中小企業課**  
 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館  
 TEL 06(6966)6037(直) FAX 06(6966)6083

**中国経済産業局 産業部中小企業課**  
 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館  
 TEL 082(224)5661(直) FAX 082(224)5643

**四国経済産業局 産業部中小企業課**  
 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎  
 TEL 087(811)8529(直) FAX 087(811)8558

**九州経済産業局 産業部中小企業課**  
 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎  
 TEL 092(482)5450(直) FAX 092(482)5393

**沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課**  
 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
 TEL 098(866)1755(直) FAX 098(860)3710

上記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、下請法や優越的地位の濫用等に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

また、中小企業庁の委託により公益財団法人全国中小企業取引振興協会が運営する「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けています。

下請かけこみ寺 相談用フリーダイヤル (通話料無料)  
 **0120-418-618**

	誤	正
①	TEL 03 (3501) <del>1669</del> (直)	TEL 03 (3501) <u>1732</u> (直)
②	<del>http://www.</del>	<u>https://www.</u>
③	TEL 011- <del>(709)</del> -1783 (直) FAX 011- <del>(709)</del> -4138	TEL 011 <u>(700) 2251</u> (直) FAX 011 <u>(728) 4364</u>
④	仙台合同庁舎	<u>仙台合同庁舎 B 棟</u>
⑤	産業部中小企業課	<u>産業部適正取引推進課</u>
⑥	第1号館	<u>1号館</u>
⑦	産業部中小企業課	<u>産業部中小企業課 取引適正化推進室</u>
⑧	産業部中小企業課	<u>産業部中小企業課 下請取引適正化推進室</u>
⑨	FAX 06 (6966) 6083	FAX 06 (6966) <u>6079</u>
⑩	産業部中小企業課	<u>産業部中小企業課 下請取引適正化推進室</u>
⑪	TEL 082 (224) <del>5661</del> (直) FAX 082- <del>(224)</del> -5643	TEL 082 (224) <u>5745</u> (直) FAX 082 <u>(205) 5339</u>
⑫	高松サポート合同庁舎	高松サポート <u>合同庁舎北館</u>
⑬	TEL 087- <del>(811)</del> -8529 (直)	TEL 087 <u>(883) 6423</u> (直)
⑭	産業部中小企業課	<u>産業部中小企業課 取引適正化推進室</u>
⑮	FAX 092 (482) 5393	FAX 092 (482) <u>5551</u>
⑯	2019年4月	<u>2020年4月</u>